

《65歳以上のすべての方に費用助成します》

「带状疱疹ワクチン」

- ★接種には、必ず【予診票】を持参する必要があります。★
 ★お持ちでない方は、役場保健福祉課で事前に発行を受けてください★

「带状疱疹ワクチン」の予防接種の助成対象を、新冠町独自に65歳以上のすべての方に拡大します。

令和7年度に定期接種の対象でない方で、早期の接種を希望される方は、必ず役場保健福祉課窓口（接種方法は裏面をご覧ください）までお問い合わせください。

助成対象者（変更後）

令和7年4月1日以降の接種で、接種日時点で新冠町内に住民登録がある、次の年齢の方

- ① 65歳以上のすべての方
- ② 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い病気のある方
（主治医とご相談ください）

【定期接種の対象の方】※今までの対象者

- ・年度内に65歳を迎えられる方
- ・60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い病気のある方
- ・経過措置として5年間、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳のほか、令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象。



ワクチン種類	R7町内医療機関接種料金	助成割合	助成上限額
生ワクチン	8,000円を1回	5割	4,000円を1回
組換えワクチン	22,400円を2回	5割	11,200円を2回

※接種料金は医療機関により異なりますので、詳しくは医療機関に直接お問い合わせください。

※助成額は、町内医療機関の接種費用の5割を上限とします。

※助成対象者で、生活保護を受給されている方は、接種費用の全額を助成します。

《注意事項》

医療機関により、接種費用が異なったり、「ワクチン」の取り扱いが無い場合があります。また、助成開始時期が異なる場合がありますので、詳細は直接、医療機関にお問い合わせください。

《既に令和7年度中に全額自己負担で接種した方は、償還払いが可能です》

～裏面をご確認ください～

《重要》予防接種を希望される方は 必ず事前に予診票の発行を受けてください！

定期接種の対象年度ではない方が、これから予防接種を希望される場合は、必ず事前に役場までお問い合わせ頂き、予診票の発行を受けてください。

※定期接種の対象年度の方には、年度初めに事前に予診票を送付しています。お手元に無い方は再発行可能です。

●発行窓口 役場保健福祉課（0146-47-2113）まで

●接種予約 発行窓口にて、予診票の発行を受けてから、希望する医療機関に直接申し込んでください。※事前予約が必須です。

※医療機関により、助成準備に時間を要する場合があります、新たに対象となった方への対応がすぐにできない場合があります。対応開始時期は各医療機関にお問い合わせください。

《既に全額自己負担で予防接種をされた方へ》

令和7年4月1日以降に、全額を自己負担で接種された方は、役場窓口申請することで接種費用の一部を償還払いにより助成することが可能です。



『接種費用の助成申請方法』

●申請窓口 役場保健福祉課（0146-47-2113）まで

●添付書類

①予防接種にかかった費用の領収書

②接種済証など（接種者・接種日などがわかるもの）

③振込先のわかるもの（通帳やその写し）

※領収書等が見当たらない方は、まずはご相談ください

【带状疱疹ワクチンの効果や特徴について】

ワクチン種類		生ワクチン(阪大微研)	組換えワクチン(GSK 社)
時間経過に伴う 予防効果	接種後 1年時点	6割程度	9割以上
	接種後 5年時点	4割程度	9割程度
	接種後 10年時点	—	7割程度
ワクチンの特徴	接種方法	皮下に接種	筋肉内に接種
	接種回数と間隔	1回	2回
	接種条件	病気や治療によって、免疫の低下している方は接種できません	免疫の状態に関わらず接種可能

【近隣の带状疱疹ワクチン取扱い医療機関】

医療機関	電話番号	医療機関	電話番号
新冠町立国民健康保険診療所	0146-47-2411	仲川内科胃腸科医院	0146-42-0345
日高德洲会病院	0146-42-0701	石井病院	0146-42-3031
山田クリニック	0146-43-0008	勤医協厚賀診療所	01456-5-2711
駒木クリニック	0146-45-0123	新ひだか町立静内病院	0146-42-0181

《お問合せ先》

保健福祉課保健福祉グループ健康推進係（TEL 0146-47-2113）